

1. 件名：検査制度見直しに関する原子力エネルギー協議会等との面談

2. 日時：令和元年11月21日（木）10：00～11：30

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室E

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 高橋課長補佐、佐藤課長補佐

専門検査部門 柳原子力専門検査官

実用炉審査部門 秋本安全審査官、桐原調整係長

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 設備技術グループ チームリーダー 他1名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子力工事センター 課長 他5名

四国電力株式会社 原子力本部 原子力部 設備保全グループ 副リーダー

九州電力株式会社 発電本部 原子力工事グループ 課長 他2名

日本原子力発電株式会社 発電管理室 設備管理グループ 課長 他1名

電源開発株式会社 原子力事業本部 原子力技術部 原子燃料室 総括マネジャー 他1名

原子力エネルギー協議会 部長 他4名

5. 要旨

(1) 10月28日に行われた面談で原子力規制庁から再度検討を求めた部分について、原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」という。）等から、配布資料（1）に基づき、設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）に係る「工事の方法」の記載に関する基本的な考え方について説明があった。原子力規制庁とATENA等とで、基本設計方針に対する使用前事業者検査の取扱い、検査項目、検査時期等の記載、MOX燃料を考慮した記載、公衆の安全確保等の記載案について確認した。

また、設工認の申請における図書類の構成案について説明があり、原子力規制庁から、設置許可との整合性を示す記載について、従来の記載方法と変えた方が合理的である場合があることも理解するが、従来と記載方法をそろえた方が審査が円滑に進むことを示唆し、適切な記載方法について検討するよう求めた。大間原子力発電所第1号機の設工認申請については、既に工事に着手している工事に係る使用前検査を原子力規制検査の使用前事業者検査の監視をもってその受検としたい旨説明があったが、その方法及び変更の理由へ記載することの可否について、原子力規制庁で検討することとした。

(2) ATENA等から、配布資料（2）に基づき、補助ボイラーの手続きは、通常は届出で行

うものだが、新検査制度の申請に伴い、届出と申請とで施行日が異なる場合があることを勘案し、設工認の計画申請と一式にして申請したい旨の依頼があり、原子力規制庁で可否について確認することとした。

## 6. 配布資料

- (1) 設計及び工事の計画「工事の方法」の記載に係る基本的考えについて（A T E N A 資料）
- (2) 新検査制度に伴う設計及び工事の計画申請に関する補助ボイラーの手続きについて（A T E N A 資料）